

支援

お気軽にご相談ください
地域包括支援センターをご利用ください

☎ 地域包括支援センター ☎ 77・3925

地域包括支援センターは、高齢者とそのご家族の相談窓口です。いつまでも自分らしく住み慣れた地域で元気に生活できるように、地域の医療・介護・福祉などの暮らしを支えています。

地域包括支援センターの仕事

■総合相談

高齢者の方やその家族、地域住民などから受けた相談に対して、どのようなサービスが必要かを把握して適切なサービスにつなぎます。

※窓口に来ることが困難な方に対しては、ご自宅に訪問して相談を受けます。

■介護予防事業

介護が必要な状態にならないように、運動・口腔ケア・栄養などの介護予防教室「いつまでもげんき塾」を実施しています。

■要支援者のケアプラン作成

要介護認定において要支援1・2と判定された方を対象として、介護が必要な状態になることを予防するためのサービスを実施するために、ケアプラン（サービス利用計画）を作成し

ます。

また、サービス実施後に効果を評価して必要に応じてプランの見直しを行います。

■認知症対策

認知症に関する相談や認知症サポーターの養成を行っています。

また、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の疑いのある方や認知症の診断を受けていない方がサービスが受けられるように支援しています。

■権利擁護

高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売などによる消費者被害の防止、成年後見制度（※）の活用などにより、高齢者の皆さまの権利を擁護します。

※成年後見制度：認知症などにより判断能力が不十分な方について、契約の締結を行う代理人の選任や本人が誤った判断により契約した場合に取り

消すことができるようにすることなど、これらの人を不利益から守る制度です。

■包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の皆さまの心身の状態やその変化に合わせて、とぎれることなく必要なサービスが提供されるように介護支援専門員（ケアマネージャー）への指導・助言や医療機関などの関係機関との調整を行います。



保育所のいちご狩り（5月15日）

マイナンバーカードの休日交付を行っています

☎ 町民税務課 戸籍係 ☎ 77・3911

マイナンバーカードが次の休日交付日にも受け取れます。休日の受け取りをご希望の方は、受け取り希望時間を必ず電話にてご予約ください。

■予約窓口

町民税務課 戸籍係
 平日午前8時30分～午後5時まで（予約がない場合、受け取りができません）

■休日交付日

7月29日（日）

■交付時間

午前10時～午後3時まで

■受け取りに必要なもの

・マイナンバー通知カード（申請書から切り離れた、12桁のマイナンバーが記載されたもの）

・個人番号カード交付通知書（ご連絡に同封されたハガキ）

・写真付本人確認書類（運転免許証など）

・印鑑（ゴム印不可）

・お持ちの方は住基カード（引き換えで交付します）

地籍

土地の正確な管理のために 地籍調査にご協力ください

☎ まちづくり課 地籍調査係 ☎ 77・3936

町では、平成20年度から国土調査法に基づく地籍調査事業を実施しています。本年度は、高田Ⅱ・新井田Ⅰ（2）調査区の現地調査を実施します。

地籍調査とは

地籍調査とは、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を明確にする調査です。

「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のことで、各筆の所有者、地目、面積、境界などは記録され登記所で管理されています。登記所に備え付けられている地図や図面は、半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた地図などを基にしており、境界や形状などが実態とは異なっている場合があります。

地籍調査が行われることにより、登記所で保管する登記簿や地図が更新され、まちづくりや災害復旧などに活用できるようになります。

地籍調査をしないこと…

地籍調査が行われないと、円

滑に土地取引を行うことができない場合や公平に課税がなされない場合があります。

また、土地利用やまちづくりを阻害する要因や災害復旧の際に、境界確認から始める必要があるため、被災地の復旧・復興が遅れる要因にもなります。

土地所有者の確認事項

■ 現地調査

○ 高田Ⅱ・新井田Ⅰ（2）調査区
現地境界を確認していただき、境界杭の埋設を行います。

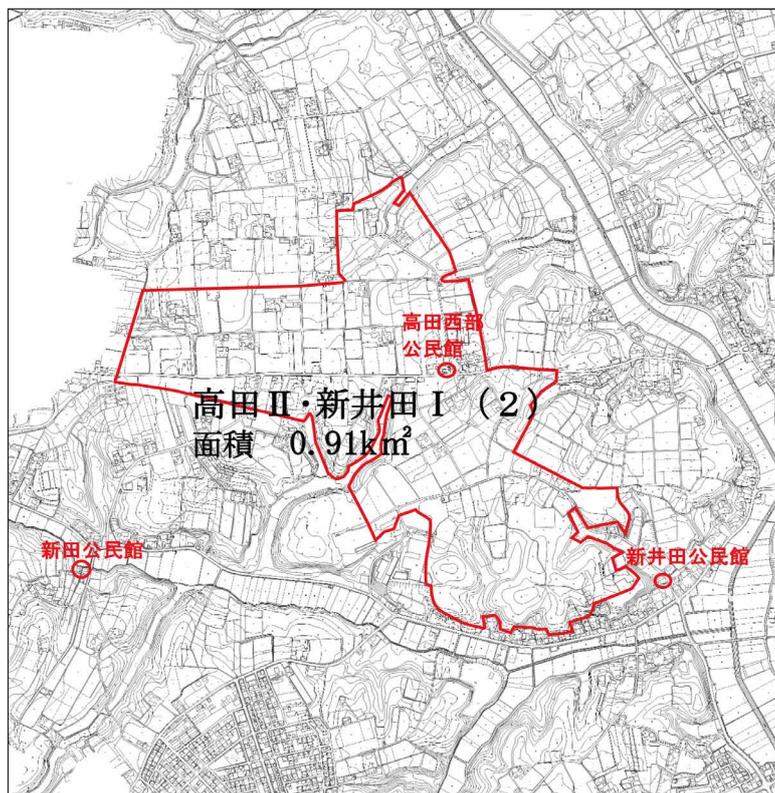
■ 成果の閲覧

○ 高田Ⅰ調査区

前年度実施した現地調査の結果、作成された「地籍簿」と「地籍図」の案を確認願います。

※調査の際には、宅地、畑、山林などへの立ち入りおよび測量杭の埋設が必要となる場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

現 地 調 査



成 果 の 閲 覧

